

16. 各種助成制度について

1. 給水装置工事資金融資あっせん制度

井戸水などの自家用水道から水道へ切り替える方の給水装置工事資金を、金融機関から無利子で借りられる制度。

※全ての助成制度で可否決定があり、必ず融資されるわけではありません。

(1) 融資の限度額

- ① 自宅は 60 万円以内
- ② 貸家やアパートなどは 1 戸当たり最高 45 万円で、200 万円以内
- ③ 工事金額の範囲内で、10 万円以上、1 万円単位での融資

※建物内のリフォーム費用は除く。

(2) 制度の対象者並びに要件

- ① 福島市給水区域内に居住し、給水装置工事をしようとする住居等の所有者の方
- ② 償還能力のある方
- ③ 市税を滞納していない方
- ④ 連帯保証人を有する方
- ⑤ その他必要な条件は、金融機関の定めによる。

※住宅を新築する方、民営の簡易水道及び給水施設組合員の方、法人の方は対象外

(3) 申請に必要な書類

- ① 給水装置工事資金融資あっせん申請書
- ② 申込者の前年度の納税証明書(全項目)
- ③ その他局が必要とする書類

2. 鉛製給水管取替工事補助金交付制度

平成 15 年には水質基準の改正により、鉛の基準値が 0.01mg/ℓ以下に強化され、鉛製給水管の解消が求められていることから、補助をする制度。

※全ての助成制度で可否決定があり、必ず補助されるわけではありません。

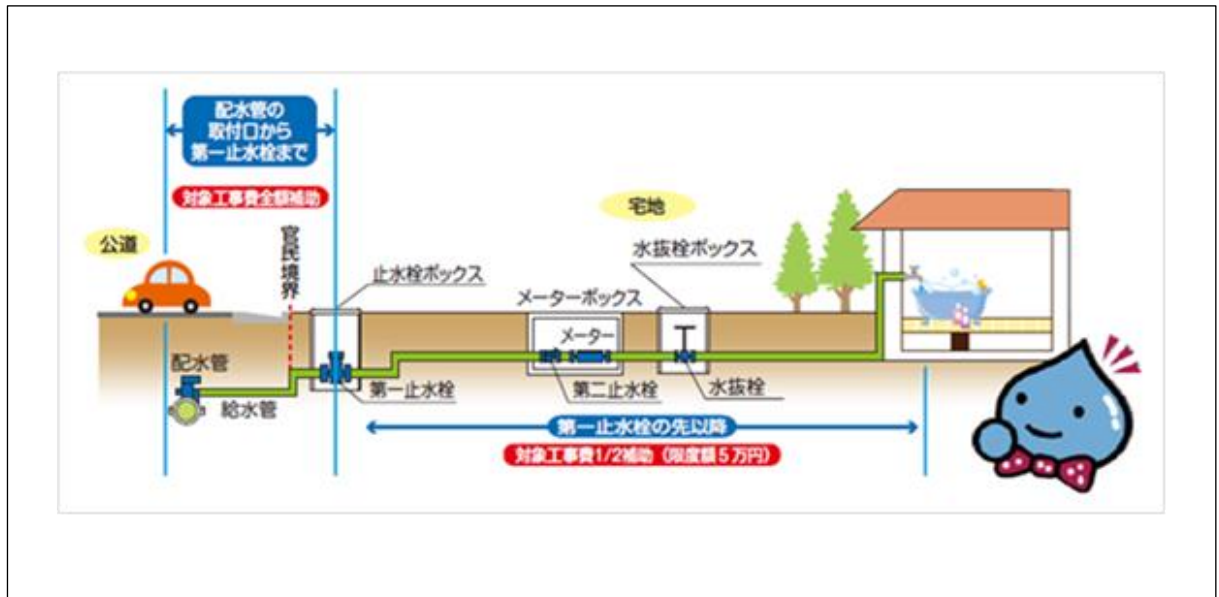
(1) 補助の対象となる工事

道路内配水管の取付け口から宅地内第 1 止水栓までの間に存在する鉛管を取替える工事
宅地内第 1 止水栓の矢先から給水用具までの間に存在する鉛管を取替える工事

※新築や全面建て替えなどの工事は除く

(2) 補助金額

道路内配水管の取付口から宅地内第1止水栓までは全額補助
宅地内第1止水栓以降は工事費の1/2補助(上限5万円)



(3) 制度の対象者並びに要件

- ① 福島市給水区域内に居住し、給水装置工事をしようとする住居等の所有者の方
- ② 償還能力のある方
- ③ 市税を滞納していない方

(4) 申請に必要な書類

- ① 給水装置工事資金融資あっせん申請書
- ② 申込者の前年度の納税証明書(全項目)
- ③ その他局が必要とする書類

3. 配水管布設工事助成制度

水道管を引く工事費用は、原則個人負担であるが、水道局の水道管が布設されていない公道にφ50mm以上の水道管を布設する工事費用を助成する制度。

※全ての助成制度で可否決定があり、必ず助成されるわけではありません。

(1) 助成対象となる工事(給水区域内に限る)

- ① 住宅の新築工事を伴うもの(法人・営利目的を除く)
- ② 井戸水等の自家用水道から上水道へ切り替える工事
- ③ ①、②の工事に合わせて輻輳管を解消する工事

(2) 制度の条件(3戸以上)

- ① 公道の配管工事と住宅の配管工事は同時申請
- ② 屋内配管は全て上水道を使用
- ③ 工事完成后、公道のφ50mm以上の配管は寄付採納
- ④ 公道から宅地内への配管工事(分岐以降)は対象外
- ⑤ 申請者が給水しようとする住宅等の所有者又は建築主であること。
- ⑥ 上下水道料金及び市税を滞納していないこと。
- ⑦ 対象工事の完了と同時に上水道へ加入し使用すること。

(3) 助成額

- ① 公道に布設する水道管の延長が1戸当たり20mまでは全額負担
- ② 1戸当たり20mを超えた場合、超えた工事費の1/2の額を負担
- ③ 輻輳管解消を含む場合、分岐替え部分の工事費を全額負担
- ④ 対象工事費は、水道局が積算した工事費の範囲内

例

